

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 受講申込書

下記、太枠内を全てご記入ください。

写真(カラー)

3.0×2.4 cm

裏面に氏名を
記入してのり
づけ(1枚)

(表面)

※申請前6ヶ月
以内に撮影した
上三分身正面脱
帽のもの。

※受付番号	受講年月日 (講習開始日)	令和 年 月 日		
フリガナ		申込み内容について事実と相違ありません。 印	生年月日	本人連絡用電話番号
氏名		昭和 年 月 日 平成 (歳)		
現住所	〒_____			受講票は原則、所属事業場宛に送付します。 受講者の現住所に送付希望の方のみチェック下さい。 <input type="checkbox"/>
所属事業場	会社名	会員(いずれかに○をつけてください)		
	住所	・建災防熊本県支部 [建設業許可番号 :]		
	電話	・鳶工業組合	・左官協同組合	
	FAX	・管工事組合	・電気工事組合	
担当者	・法面保護協会 ・非会員(上記以外)			
該業務の経験年数	自 昭和・平成・令和 年 月 至 昭和・平成・令和 年 月	年 ケ月		
	受講資格に必要な学歴(裏面を参照してください) 〔上記の業務経験が2年以上3年未満の方のみご記入ください。〕	学校 科卒業 卒業証明書又は卒業証書の写しを添付してください。		
	事業主証明 (受講者が事業主または一人親方(個人)の場合は第三者の方の署名・捺印が必要です。)	記載の作業経験に相違ないことを証明します。 所属 住所 氏名 印		
一部免除	該当する記号を○で囲み、修了証のコピーを添付して下さい。 ①鋼橋架設作業主任者技能講習を修了した者 ②コンクリート橋架設作業主任者技能講習を修了した者			
助成金 (詳細裏面)	・申請する (どちらかに○)	・申請しない	CPDS受講証明 (詳細裏面)	要 不要 (どちらかに○)

※本申込み用紙にて提供していただいた個人情報は、合格時の修了証に記載、将来の再交付、助成金申請書類のためのものであり、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

協会使用欄	
修了証番号	
修了証交付日	.
受講日	自) . . 至) . .
講習時間	学科 時間
受講料	円
委託費	円

必要事項をご記入の上、
①受講料及びテキスト代、②一部免除資格がある場合は証明書類のコピー、③本人確認書類、と一緒に下記までご持参いただくか、郵送にてお申し込みください(郵送の場合、①をお振込みの上、②・③と領収証コピーをご送付ください)。

建設業労働災害防止協会 熊本県支部

〒862-0976 熊本市中央区九品寺4-6-4

電話 096-371-3700 FAX 096-364-2020

振込先 肥後銀行 県庁支店(普) 129604

【受講資格】(次のいずれかに該当する者)

- ① 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- ② 大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- (注)イ 「受講資格に必要な学歴」欄は、経験年数が2年以上3年未満の方のみご記入ください。
(経験3年以上の場合は記入不要)
ロ 「受講資格に必要な学歴」は、上記で認められる学校・学科として下さい。
ハ 証明書(卒業証書の写し又は卒業証明書)を申込用紙と同時に提出して下さい。
二 事業主において虚偽の証明をしたことが後日判明した場合は、発行済みの修了証は無効となります。

【一部免除】(次のいずれかに該当する者)

- ① 鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
② コンクリート橋架設作業主任者技能講習を修了した者

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）は、雇用主が雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、その経費と賃金の一部が助成される制度です。（申請先：管轄の労働局）。

● 留意事項

受給資格は、下記の要件（①～③）を全て満たす場合です。

- ① 資本金若しくは出資金額が3億円以下、又は常用労働者数300人以下の建設事業所であり、労働保険の雇用保険に加入していること
② ①の事業所の雇用保険料率が、12/1000であること。（平成30年度）
③ ①、②に該当する事業所の労働者で、雇用保険被保険者である者が受講し、かつ受講当日の賃金が支払われていること。

● 助成額(条件によって異なります※詳しくは厚生労働省HPでご確認ください)

- ・経費助成・・・支給対象経費の45%～90%
- ・賃金助成・・・一人あたり日額6,650円～9,600円

手続きについて

申請する場合は、受講申込書(表面)の助成金欄の“申請する”に○をして下さい。

支給申請書を講習終了後2か月以内に管轄労働局に提出する必要があります(期限厳守)。支給申請書類は講習最終日にお渡しいたします。

C P D S 学習履歴の証明について

C P D Sとは、(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度で、土木施工管理技士に必要な技術力の向上のために加入者が講習会などで学習をした場合に、学習の記録を連合会に登録し、必要な時、連合会が学習履歴証明書を発行するシステムです(別名：継続教育)。

●対象者： C P D S加入者(個人)**●手続きについて (C P D S受講証明が必要な場合)**

申請書(表面)のC P D S受講証明欄の“要”に○をして下さい。

講習最終日に受講者に受講証明書をお渡しします。